

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四九八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表Ⅱ区分112(9)を次のように改める。

(9) トリプルチャンバ（Ⅲ型）

- | | |
|------------|------------|
| ① 標準型 | 1,620,000円 |
| ② 自動調整機能付き | 1,690,000円 |

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 現 行 |
|---|---|
| 別表 | 別表 |
| I (略) | I (略) |
| II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 | II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 |
| 001～111 (略) | 001～111 (略) |
| 112 ペースメーカー | 112 ペースメーカー |
| (1)～(8) (略) | (1)～(8) (略) |
| <u>(9) トリプルチャンバ(Ⅲ型)</u> | <u>(9) トリプルチャンバ(Ⅲ型)</u> |
| ① 標準型 | |
| | <u>1,620,000円</u> |
| ② 自動調整機能付き | |
| | <u>1,690,000円</u> |
| 113～185 (略) | 113～185 (略) |
| III～IX (略) | III～IX (略) |